

日バス協技第121号

令和6年4月8日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

自動車運送事業における運行管理業務の一元化実施に係る取扱いについて

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、本通達の趣旨をご理解いただき、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担当：労務・安全部（泉・池田）

電話：03-3216-4015